

証券コード 7063  
2026年3月13日

株 主 各 位

東京都渋谷区松濤一丁目5番3号  
株式会社 Birdman  
代表取締役社長 吉川元宏

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://birdman.tokyo>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IR資料」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

### 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://birdman.tokyo/ir/meeting/>

### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「Birdman」又は「コード」に当社証券コード「7063」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年3月27日（金曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月30日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル8階  
TKPガーデンシティ渋谷 カンファレンスルーム8A  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
決議事項  
第1号議案 定款の一部変更の件  
第2号議案 新株式並びに第9回新株予約権及び第10回新株予約権発行の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成があったものとして取り扱いいたします。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を記載いたします。

◎株主総会にご出席の皆さまへのお土産はございません。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款の一部変更の件

### 1. 定款変更の理由

当社の発行可能株式総数は33,125,200株であります。2026年3月5日現在の当社発行済株式総数は27,053,500株となっております。第2号議案の第三者割当増資による事業拡大および将来の機動的な資本政策の遂行を可能とするため、発行可能株式総数を増加させるものであります。

### 2. 変更内容

変更内容は、以下のとおりであります。

(下線部分に変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 33,125,200株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>90,000,000株</u> とする。

## 第2号議案 新株式並びに第9回新株予約権及び第10回新株予約権発行の件

当社は、2026年3月5日付の取締役会（以下「本発行決議取締役会」といいます。）において、下記の第三者割当による募集株式（以下「本新株式」といいます。）、第9回新株予約権及び第10回新株予約権（以下、総称して「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、これらを総称して「本第三者割当」といいます。）を決議しましたが、本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ6,666,700株（議決権数66,667個）及び24,133,400株（議決権数241,334個）の合計30,800,100株（議決権数308,001個）となり、2025年12月31日現在の発行済株式総数27,053,500株（議決権数270,489個）に対して、本新株式の発行により24.64%（議決権比率24.65%）、本新株予約権の発行により89.21%（議決権比率89.22%）の合計113.85%（議決権比率113.87%）の希薄化が生じ、希薄化率が25%以上となることが見込まれます。したがって、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規定第432条の規定に従い、本第三者割当の必要性及び相当性について、株主の皆様ご意思確認をさせていただき、より広範な株主の意思を踏まえて発行を決定するために、本臨時株主総会において議案のご承認をお願いするものであります。

なお、本議案の効力発生は、本臨時株主総会の第1号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

### 1. 本第三者割当の内容

#### 1. 本新株式

- |                      |                                                                                                                            |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 募集株式の種類及び数       | 当社普通株式 6,666,700株                                                                                                          |
| (2) 払込金額             | 1株につき 金150円                                                                                                                |
| (3) 払込金額の総額          | 1,000,005,000円                                                                                                             |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 資本金 金500,002,500円<br>資本準備金 金500,002,500円                                                                                   |
| (5) 申込日              | 2026年3月31日                                                                                                                 |
| (6) 払込期日             | 2026年3月31日                                                                                                                 |
| (7) 募集又は割当方法         | 第三者割当による                                                                                                                   |
| (8) 割当先及び割当株式数       | KANDB INVESTMENT L.L.C 6,666,700株                                                                                          |
| (9) その他              | 上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生及び本臨時株主総会における本第三者割当に係る議案の承認を条件としております。当社は、各割当予定先との間で、払込期日までに引受契約書（以下「本引受契約書」といいます。）を締結する予定です。 |

## 2. 第9回新株予約権の発行の概要

(1) 割当日	2026年3月31日（火曜日）	
(2) 新株予約権の総数	213,334個（新株予約権1個につき100株）	
(3) 発行価額	総額2,773,342円（新株予約権1個につき金13円）	
(4) 当該発行による潜在株式数	21,333,400株	
(5) 調達資金の額	3,202,783,342円 内訳 新株予約権発行による調達額 2,773,342円 新株予約権行使による調達額 3,200,010,000円	
(6) 行使価額	1株当たり金150円	
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法による KANDB INVESTMENT L. L. C	213,334個
新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社Birdman 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。	
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 第9回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式21,333,400株とする（第9回新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第2号及び第3号により割当株式数が調整される場合には、第9回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」第3号の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は当該時点において未行使の第9回新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$	

	<p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3号(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、第9回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 第9回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</p> <p>各第9回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第9回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、金150円とする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、第9回新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\begin{array}{rcc} & & \text{既発行} & \text{割当株式数} \times 1 \text{株} \\ & & \text{普通} & + \text{当たりの払込金額} \\ \text{調整後} & & & \\ \text{行使} & = & \text{調整前} & \times \frac{\text{株式数}}{1 \text{株当たりの時価}} \\ \text{価額} & & \text{行使} & \\ & & \text{価額} & \\ & & & \frac{\text{既発行普通}}{\text{株式数} + \text{割当株式数}} \end{array}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p>

	<p>① 本号(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>② 株式分割により当社普通株式を発行する場合調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>③ 本号(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本号(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本号(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>⑤ 本号(2)①から③までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(2)①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第9回新株予約権の行使請求をした第9回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{\text{調整前 調整後 調整前行使価額により} \\ (\text{行使} - \text{行使}) \times \text{当該期間内に交付された} \\ \text{価額} \quad \text{価額} \quad \text{株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</li> <li>2. 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本号(2)⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</li> </ol>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>3. 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第9回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</li> <li>2. その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</li> <li>3. 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</li> </ol> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第9回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>3, 202, 783, 342円</p> <p>(注) 但し、行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 第9回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格  第9回新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各第9回新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各第9回新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 第9回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金  第9回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>2026年4月1日から2028年3月31日までとする。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所  株式会社Birdman 管理本部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所  該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所  株式会社三菱UFJ銀行 原宿支店</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>1. 第9回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該第9回新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2. 各第9回新株予約権の一部行使はできない。</p>
<p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>	<p>第9回新株予約権の割当日以降、いつでも当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、本項において「取得日」という。）の2週間前までに第9回新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において第9回新株予約権1個につき発行価額と同額で、当該取得日に残存する第9回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、第9回新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。</p>

新株予約権の譲渡に関する事項	会社法第236条第1項第6号に基づく譲渡制限については該当事項はありません。但し、本引受契約書において、第9回新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する予定です。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する第9回新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき第9回新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>(1) 新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する第9回新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 発行要項に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p>

### (注) 1. 第9回新株予約権の行使の方法

(1) 第9回新株予約権を行使請求しようとする第9回新株予約権者は、所定の行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名押印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった第9回新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3号に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。なお、本項に従い行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

(2) 第9回新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類が、不備なく別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、かつ当該第9回新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

### 2. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、第9回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

### 3. 新株予約権証券の発行

当社は、第9回新株予約権にかかる証券を発行しない。

③ 第10回新株予約権の発行の概要

(1) 割当日	2026年3月31日（火曜日）	
(2) 新株予約権の総数	28,000個（新株予約権1個につき100株）	
(3) 発行価額	総額364,000円（新株予約権1個につき金13円）	
(4) 当該発行による潜在株式数	2,800,000株	
(5) 調達資金の額	420,364,000円 内訳 新株予約権発行による調達額 364,000円 新株予約権行使による調達額 420,000,000円	
(6) 行使価額	1株当たり金150円	
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法による 当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名 当社従業員 9名 日置譲 野村大 亀山裕太 本田あかね 久保田孝之 岩田通明 羽二生博志	8,055個 11,315個 720個 720個 720個 720個 1,120個 2,405個 2,405個
新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社Birdman 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。	

<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>1. 第10回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,800,000株とする(第10回新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本項第2号及び第3号により割当株式数が調整される場合には、第10回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」第3号の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は当該時点において未行使の第10回新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p>
------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p style="text-align: center;">調整前割当株式数×調整前行使価額 調整後割当株式数＝ 調整後行使価額</p> <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3号(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、第10回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 第10回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各第10回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第10回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、金150円とする。</p> <p>3. 行使価額の調整 (1) 当社は、第10回新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{割当株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p>

	<p>① 本号(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>② 株式分割により当社普通株式を発行する場合調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>③ 本号(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本号(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本号(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>⑤ 本号(2)①から③までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(2)①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで第10回新株予約権の行使請求をした第10回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{\text{調整前 行使価額} - \text{調整後 行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{調整前行使価額により交付された株式数}$ <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他</p> <p>1. 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>2. 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本号(2)⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>3. 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第10回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</li> <li>2. その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</li> <li>3. 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</li> </ol> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第10回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>420,364,000円  (注)但し、行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 第10回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格  第10回新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各第10回新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各第10回新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 第10回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金  第10回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>2026年4月1日から2028年3月31日までとする。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所  株式会社Birdman 管理本部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所  該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所  株式会社三菱UFJ銀行 原宿支店</p>

<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>1. 1個の第10回新株予約権の一部のみの行使はできない。</p> <p>2. (1)新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員、または当社関係者（業務委託契約を締結している個人及び法人の代表者や従業員であり、当社実務に携わっている者）であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、その死亡時において新株予約権者本人が行使しうる株式数を上限としてこれを行使することができる。</p>
<p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>	<p>当社は、第10回新株予約権者につき以下の事由が生じた場合は、当該第10回新株予約権者が保有する全ての第10回新株予約権を、1個当たり無償で取得する。</p> <p>(1) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記13に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得する。</p> <p>(2) 当該第10回新株予約権につき以下の事由があったとき。</p> <p>① 法令または発行会社等の内部規定に対する重大な違反行為</p> <p>② 禁錮以上の刑に処せられた場合</p> <p>③ 当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任しまたは就任することを承諾した場合</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>譲渡による新株予約権の取得について、当社取締役会の決議による承認を要する。</p>
<p>代用払込みに関する事項</p>	<p>該当事項はありません。</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する第10回新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき第10回新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p>

	<p>(1)新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する第10回新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(2)新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類再編当事会社の同種の株式</p> <p>(3)新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>(4)新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>(5)新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 発行要項に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 1. 第10回新株予約権の行使の方法

(1) 第10回新株予約権を行使請求しようとする第10回新株予約権者は、所定の行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名押印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった第10回新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3号に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。なお、本項に従い行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

(2) 第10回新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類が、不備なく別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、かつ当該第10回新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

## 2. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、第10回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

## 3. 新株予約権証券の発行

当社は、第10回新株予約権にかかる証券を発行しない。

## 4. 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い

第10回新株予約権を行使した第10回新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

## 2. 本第三者割当の募集の目的及び理由

当社は、広告市場に属するマーケティングソリューション事業（以下「MS事業」といいます。）および、エンタメ・コンテンツ市場において展開するエンターテインメントトランスフォーメーション事業（以下「EX事業」といいます。）を主幹事業としております。なお、MS事業とは、組織図の変更により、マーケティングトランスフォーメーション事業（MX事業）から名称変更したものです。

当社は、店頭プロモーションに特化した企業として創業後、広告、マーケティング、ブランディング領域へと事業領域を拡張してまいりました。EX事業における重要なテーマの一つである「エンタメのDX化」を推進すべく、当社がこれまでに培ってきたデジタル・テクノロジーおよびプロダクト開発のノウハウを活用し、アーティストのライブやイベント、ファンとの交流機会において、オンライン・オフラインを問わず新たな体験価値の創出に取り組んでおります。

我が国の経済は、国際情勢の不透明感や為替変動、資源価格の動向等を背景に、依然として先行き不透明な状況が続いております。一方で、社会経済活動は概ね正常化しており、エンターテインメント市場においても、リアルイベントやライブを中心としたオフライン分野の需要は回復基調にあります。また、コロナ禍を契機として進展したデジタル技術の活用は、オフラインとオンラインを融合した新たなビジネスモデルの構築を促しており、同市場を取り巻く事業環境は構造的な変化の途上にあります。

このような事業環境のもと、当社グループの第13期連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）における業績は、売上高319,062千円（前連結会計年度比84.7%減）、営業損失561,214千円（前連結会計年度は営業損失1,840,223千円）、経常損失684,530千円（前連結会計年度は経常損失2,021,554千円）、親会社株主に帰属する当期純損失715,849千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失3,028,783千円）となりました。

当社グループは、第12期連結会計年度における業績悪化および債務超過の発生を踏まえ、経営体制の刷新、ガバナンス体制の強化および各事業における投資判断・リスク管理体制の見直しを実施し、2024年12月5日付「第三者割当による新株発行、第8回新株予約権の発行及び 主要株主及び主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」で公表の通り、32億円の資金調達を行いました。現時点において、95%の行使が完了しており、その資金使途は、①運転資金に8.3億円、②事業資金（MX事業）に5.98億円、③M&A及び資本業務提携資金に0億円、④短期借入金返済に1.7億円、⑤長期借入金返済に2.2億円、⑥事業資金（再生エネルギー事業）に9.9億円を充当しております。特に②事業資金（MX事業）に関しては、プロデューサー人材4名の採用（うち1名退職）と、41件を受注（売上見込み155百万円）しており、事業構築は順調に進んでおります。

一方、経営体制を刷新したことにより、当社は中長期的な成長および事業基盤の安定化を図るため、事業再編段階にあります。特に、EX事業においては、年々事業規模が縮小傾向にありましたが、事業再編に向けてライブ・イベント関連事業の拡充および高度化、ならびに当社MS事業における広告事業とのシナジー創出に向けた投資を継続的に実施していく必要があると判断しております。両事業のシナジーを最大化することで、双方のクライアントに幅広い提案が可能になり、当社全体の売上向上につながると考えております。特に、現在検討中であるオンラインプラットフォームを活用したライブ配信事業を中核とする新たな事業モデルの構築は、今後の事業展開において重要な施策の一つであります。

また、当社は、事業ポートフォリオの多角化および安定的な収益源の確保を目的として、2025年10月27日付「新たな事業の開始及び固定資産の取得に関するお知らせ」に記載の通り、2026年6月期から新規事業として再生可能エネルギー事業を開始し、系統用蓄電池の保有及び発電設備等への送電系統に係る権利付きの系統用蓄電池用地の取得及び販売を行っております。さらに、将来的な成長機会の獲得を目的として、収益力およびキャッシュ・フロー創出能力を有する事業または企業を対象としたM&Aについても検討を行っております。

以上のとおり、当社は事業再構築および新規事業の立ち上げ段階にあり、当面は投資が先行することが見込まれることから、財務基盤の一層の健全化が必要であると認識しております。このため、借入金の返済による負債圧縮を図るとともに、投資回収までの期間における人件費等を含む運転資金を確保することが必要であると判断いたしました。

これらを踏まえ、当社取締役会は、本第三者割当による資金調達により、財務基盤の改善および将来のキャッシュ・フロー改善に資する施策の実行に必要な資金を確保することが必要であると判断し、本資金調達を実施するものであります。

### 3. 発行価格の算定根拠及びその具体的な内容

#### ①本新株式

当社は、代表取締役である吉川元宏を中心に割当予定先との間で、第三者割当により発行する本新株式の払込金額について協議を重ねた結果、払込金額を1株当たり150円に決定いたしました。本新株式の払込金額を1株当たり150円に決定した経緯及び当社取締役会の判断は以下となります。

当社は、取締役会において、当該発行価額による本新株式の発行について審議を行い、当社グループが、本新株式の発行を実行する必要性について、本新株式の発行を含む本第三者割当は、財務基盤の改善及び事業への先行投資に繋がり、当社において新たな収益を獲得するために必要であり、本第三者割当が当社グループの企業価値及び既存株主価値の向上に資すると考えられること、当社の自己資本比率を改善させることで財務基盤が強化され、対外的信用力の改善が見込めることなどの理由から、2025年12月開催の当社取締役会では、これらの状況を総合的に勘案して発行価格について審議を行い、当社取締役会で審議した当社の意向として市場株価を基礎とした発行価額とすることを当社は代表取締役である吉川元宏から割当予定先に提案しました。

割当予定先からは、大幅な営業赤字を継続していることから財務基盤の改善と将来収益源への先行投資を行う目的であれば2024年12月5日公表の第三者割当による新株式発行及び第8回新株予約権の発行と同値での本新株式の発行と第9回新株予約権の発行の引き受けで構わないとのご意見を受けました。

当社としましても市場株価を基礎とした発行価額の採用を打診しておりましたが、当社の将来的な価値上昇への期待も込め、割当予定先の要望も考慮すべきと判断し、市場株価以外に株式価値の一般的な公正価値評価の算定手法であるDCF法を検討するにあたり、第三者算定機関に当社の株価算定を依頼いたしました。

算定手法の採用について、第三者機関である山下会計事務所（所在地：奈良県生駒市 北大和2丁目29番地2、代表者：山下互相）（以下「本算定機関」といいます。）は、継続企業であればDCF法が最も企業の公正価値評価においては優れているとされており、類似企業の選定により大きく差異が生じる類似企業比較法を採用する妥当性は低いと判断し当該算定方法を排除したとのことです。株式の公正な価額決定の方式には、その他ネットアセットアプローチによる方法もありますが、この場合、一時点の財産価値を示すにすぎず、営業権や収益性が反映されないことから排除しているとのことです。

新株式の払込金額の公正性の検討にあたっては、当社及び割当予定先から独立した第三者機関であり、新株式並びに新株予約権の公正価値算定を始めとし、公開会社／未公開会社問わず多数の公正価値の算定実績があること等を鑑み、本算定機関に本新株式の算定を依頼し、株式価値算定書を入手しております。

本算定機関は、当社普通株式1株当たりの株式価値について、DCF法による株式価値を算定することで、当社の株式価値の範囲を算出しております。

DCF法につきましては、当社が提供した事業計画（予測期間：3年間）EX事業分野における新規事業の運営資金、再生エネルギー事業分野における新規事業の運営資金及びM&A資金への資金充当を行うことで売上高及び収益の回復を見込んだものに基づきフリーキャッシュフローを算出し、WACCによって割引くことで理論株式価値を算出しました。WACCについては、リスクフリーレート2.123%（2026年3月4日における日本証券業協会「公社債店頭売買参考統計値」長期国債381の平均複利回り）、リスクプレミアム5.500%、対市場 $\beta$ 0.695（SPEEDA $\beta$ ）、小規模リスクプレミアム3.700%により、株主資本コストを9.645%と算出しました。

本算定に基づき、2025年9月30日を基準日として、当社株式価値を、3,947百万円（1株当たり価値141円）と算定しており、この合理的範囲（株式価値評価額の上下10%程度）として、127円～155円と算定しております。同報告書では、この算定方法により、当社の株式価値を127円～155円と算定しており、本新株式の発行価額150円はこの範囲内となっております。当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果である3,947百万円（1株当たり価値141円）は妥当であると判断しております。なお、当該事業計画は本第三者割当の際の公正価値算定のため、作成したものであり2026年6月期業績予想として作成したものではありません。

なお、当該事業計画は2027年6月期に黒字化を予定しておりますが、大幅な増益インパクトを織り込んでおります。具体的な想定内容といたしましては、2025年6月期に資金制約で抑制した広告運用等の再開に加え、蓄電池事業とM&Aが寄与いたします。既存事業の正常化と新規収益源の連結により、営業レバレッジを効かせた収益構造へ転換し、30%以上の利益増加を伴う速やかな業績のV字回復を実現する想定となっております。

なお、当社においても本算定により当社の株主価値は3,947百万円と評価されておりますが、時価総額（上場維持基準は40億円）と企業価値は必ずしも一致するものではありません。

当該算定結果を受けて、改めて当社および割当予定先が協議を行い当該算定結果の合理的範囲である150円にて双方合意に至りました。

当該発行価額は、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日である2026年3月4日の当社普通株式の終値115円から30.43%のプレミアム、当該直近営業日までの1カ月間の終値平均である124.17円から20.80%のプレミアム、当該直近営業日までの3カ月間の終値平均である133.22円から12.60%のプレミアム、当該直近営業日までの6カ月間の終値平均である165.63円から9.44%のディスカウントとなっております。

なお、当社監査等委員会から本算定機関は、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、当該事業計画及び本新株式の価額算定方法についても妥当性が認められること、取締役会において決定された発行価額は、取締役会決議日の直前取引日の終値に基づくものであることから、発行時の株価との乖離が可能な限り小さくなるよう決定されたものであって、既存株主の利益保護の観点からも合理的であり、また、本第三者割当増資による増資規模の必要性、本第三者割当増資で発行する当社株式の流通量が既存株主に与える影響、当社の業績及び信用リスク、割当予定先が負う価格下落リスクの諸観点から十分な検討が行われていること及び当該発行価額は、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日である2026年3月4日の当社普通株式の終値115円から30.43%のプレミアムとなっており、日本証券業協会の定める第三者割当増資の取扱いに関する指針（平成22年4月1日付）も勘案されていることから、有利発行でないことについて異論がなく、従って、当社取締役会として、1株当たりの払込金額を150円とすることは、適法である旨の意見が述べられております。

## ②第9回新株予約権

新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である本算定機関に依頼し、第9回新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

本算定機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の第9回新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価115円（2026年3月4日の終値）、行使価額150円、流動性ディスカウント（30%）、配当率（0%）、リスクフリーレート（2.123%）、ボラティリティ（86.09%）、クレジット・コスト（61.5%）及び1日当たりの売却可能株式数（直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高の10%）等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（2026年4月1日から2028年3月31日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、第9回新株予約権の発行価額を12.32円（1株当たり0.123円）と算定いたしました。

また、当該機関の公正価値の算定の前提条件は、割当予定先は、当社株価が行使価額を上回っている状況下において、随時権利行使を行うものとします。ただし、株式の流動性については、新株予約権の行使により取得した株式を1日あたり売買出来高の中央値の約10%ずつ売却できることを前提として、権利行使を行うものとし、全て売却した後、次の権利行使をするものとしております。なお、発行体は、基本的に割当先の権利行使を待つものとしております。取得条項（コール・オプション）については、当社は、第9回新株予約権の割当日以降、第9回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議して取得日を定めたときは、取得の対象となる第9回新株予約権の新株予約権者に対する通知または公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、第9回新株予約権1個あたり発行価額と同額で、当該取得日に残存する第9回新株予約権の全部または一部を取得することができるように設計しております。なお、取得条項につきましては、第9回新株予約権の行使価額に代替資金調達コスト（修正CAPMにより算出）9.645%を加えた額を、当社株価が超過した場合に発動する前提で算定されております。発行体が取得条項を行使した場合に割当予定先は、取得日までは、上記と同様に流動性を考慮し、日々の一定量の行使及び売却を行い、取得日に残数を発行会社が全て取得する前提を置いております。

上記、本算定機関が評価算出した第9回新株予約権1個の評価額12.32円（1株当たり0.123円）は、第9回新株予約権の諸条件、第9回新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、第9回新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしており適正価額であると判断しております。

当社としても、当該評価額と同額以上とすることが適切と考え、第9回新株予約権の発行価額を第9回新株予約権1個につき13円として決定いたしました。

第9回新株予約権の行使価額150円は、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日である2026年3月4日の当社普通株式の終値115円から30.43%のプレミアム、当該直前営業日までの1カ月間の終値平均である124.17円から20.80%のプレミアム、当該直前営業日までの3カ月間の終値平均である133.22円から12.60%のプレミアム、当該直前営業日までの6カ月間の終値平均である165.63円から9.44%のディスカウントとなっております。

当社といたしましては、払込金額が算定結果である評価額と同額以上で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、第9回新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断しております。

なお、当社監査等委員会から第三者算定機関である本算定機関は、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、第9回新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額を上回る13円を払込金額として決定しており、特に有利な条件での発行に該当せず適法である旨の意見が述べられております。

### ③第10回新株予約権

新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である本算定機関に依頼し、第10回新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

本算定機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の第10回新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価115円（2026年3月4日の終値）、行使価額150円、流動性ディスカウント（30%）、配当率（0%）、リスクフリーレート（2.123%）、ボラティリティ（86.09%）、クレジット・コスト（61.5%）及び1日当たりの売却可能株式数（直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高の10%）等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（2026年4月1日から2028年3月31日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、第10回新株予約権1個の発行価額を12.32円（1株当たり0.123円）と算定いたしました。

上記、本算定機関が評価算出した第10回新株予約権1個の評価額12.32円（1株当たり0.123円）は、第10回新株予約権の諸条件、第10回新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、第10回新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしており適正価額であると判断しております。

第10回新株予約権の行使価額は、役職員・当社関係者に対するストック・オプションとして当社の成長に貢献してもらうためのインセンティブとして、当社直近の株価より高く本新株式の発行価額と同額である150円としており、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日である2026年3月4日の当社普通株式の終値115円から30.43%のプレミアム、当該直近営業日までの1カ月間の終値平均である124.17円から20.80%のプレミアム、当該直近営業日までの3カ月間の終値平均である133.22円から12.60%のプレミアム、当該直近営業日までの6か

月間の終値平均である165.63円から9.44%のディスカウントとなっております。

当社といたしましては、払込金額が算定結果である評価額と同額以上で、割当予定先との間で協議を経て決定されているため、第10回新株予約権の発行価額は有利発行に該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断しております。

なお、当社監査等委員会から第三者算定機関である本算定機関は、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、第10回新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額を上回る13円を払込金額として決定しており、特に有利な条件での発行に該当せず適法である旨の意見が述べられております。

#### 4. 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ6,666,700株（議決権数66,667個）及び24,133,400株（議決権数241,334個）の合計30,800,100株（議決権数308,001個）となり、2025年12月31日現在の発行済株式総数27,053,500株（議決権数270,489個）に対して、本新株式の発行により24.64%（議決権比率24.65%）、本新株予約権の発行により89.21%（議決権比率89.22%）の合計113.85%（議決権比率113.87%）の希薄化が生じます。

したがって、希薄化率が25%以上となることを見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程第 432 条に基づき、独立した第三者からの意見の入手又は株主の意思確認のいずれかの手続きを要することとなりますが、当社は本第三者割当の妥当性について、株主の意思確認を実施することとし、2026年3月30日開催予定の臨時株主総会に付議することとしております。また、本新株式の発行及び本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数30,800,100株を行使期間である2年間（245日／年営業日で計算）で売却するとした場合の1日当たりの数量は125,715株となり、当社株式の過去6ヵ月間における1日当たりの平均出来高505,134株の24.89%であり（なお、参考として、1年間（122日／年営業日で計算）で売却するとした場合の1日当たりの数量252,460株となり、当社株式の過去6ヵ月間における1日当たりの平均出来高505,134株の49.98%であり）、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、当社の株価に影響を与える恐れがありますが、本新株式及び第9回新株予約権の割当予定先は一度に第9回新株予約権の行使金額の総額の行使を行うだけの資金を保有しておらず、第9回新株予約権の行使については、本第三者割当により取得した新株予約権の行使により取得した当社普通株式を市場で売却し、売却資金をもって、権利行使を繰り返す方針であること、また、本新株式及び第9回新株予約権の割当予定先から当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認していることから、本第三者割当が及ぼす株価への影響は限定的となるよう本新株式及び第9回新株予約権の割当予定先からも配慮されているものと考えております。

これらを踏まえ、当社は、本第三者割当によって、資本充実に伴い財務体質を改善させ、当社グループの事業拡大を推進していくことが、早期に収益を拡大するための最良の選択であるとともに、中長期的に安定した経営基盤を構築することにつながり、ひいては当社グループの企業価値向上及び既存株主の株式価値向上につながるものと考えております。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル8階  
TKPガーデンシティ渋谷 カンファレンスルーム8A  
電話番号 03-6418-1073



- 交通 ▶ JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅  
ハチ公口より徒歩3分
- ▶ 東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線「渋谷」駅  
B5番出口より徒歩5分
- ▶ 東急東横線・田園都市線「渋谷」駅  
B5番出口より徒歩5分